

別紙 1

「鹿児島県同行援護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱」 第 2 の 1 (4)

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 22 条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ② 「鹿児島県同行援護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱」第 8 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- ③ 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。以下同じ。）により事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- ④ 鹿児島県知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
 - イ 告示第 1 条第 3 号から第 5 号又は第 7 号に掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修事業者、障害者居宅介護従業者基礎研修事業者、重度訪問介護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者
 - ロ 告示第 1 条第 20 号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第 3 号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第 4 号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第 5 号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
 - ハ 「介護保険法施行令」（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号ロに基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
 - ニ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 8 の 4 の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者
- ⑤ 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業所、指定自立支援医療機関としての指定

を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

⑥ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

⑦ ②から⑥までに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

⑧ 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、同行援護従業者養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

⑨ 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ ①に該当する者

ハ ②から⑥までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ ⑦に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者